

暮らしと自治 くまもと

2021年8月号

第178号(通卷241号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所
熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水
TEL & FAX 096-383-3531
<http://k-jitiken.blogspot.com/>
メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

デジタル改革法と地方行政

熊本県労連議長 楠本 光男

1. デジタル改革関連法の成立について ～拙速な具体化は直ちにストップ！

国会は、本年5月12日の本会議でデジタル改革関連5法案の採決を行い、与党などの賛成多数で可決・成立させました。また、地方公共団体のシステムを標準化させる一連の法案も成立させました。

デジタル改革関連法は、デジタル社会の形成を図る基本法案、首相直轄の行政機関となる「デジタル庁」の設置をはじめ、個人情報保護法案の一本化、公的機関が行う給付の振込口座登録などの関係法案で構成され、一括して審議されました。自民党政権が、いくつもの法案をまとめて提案し、審議・採決する手法を取る時は、怪しい法案を通すときです。

国会審議では、個人情報保護に関する点に議論が集中しましたが、政府の姿勢は不十分であり、国民監視社会に道を開く危険性があるなど、厳しく問題を指摘し、抗議する必要があります。

デジタル関連法の最大の目的は、行政機関が保有する個人情報を匿名情報として加工し、民間企業での利活用を図ることにあります。デジタル化が企業利益優先で行われることを象徴しています。

一方で、デジタル格差が今以上に拡大する危険性も指摘しなければなりません。法は成立しましたが、多くの課題が残されており、引き続き問題

点の追及を図る必要があります。デジタル化は、この20年あまりで社会に大きな影響を与えてきました。昨年からは、感染症の感染拡大防止として、テレワーク等が進展しました。今後さらに、デジタル技術の発展で、労働者の働き方が、基本から変化することも考えられます。デジタル改革関連法は労働問題ともリンクしており、あらゆる分野から、充分な監視と検討が求められています。

2. ユヴァル・ノア・ハラリの重要な指摘

イスラエルの歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリは、コロナ・パンデミック後の社会を展望する発信を、この間、テレビやメディアを通して数多く発信していますが、著書「緊急提言パンデミック」（川出書房新社刊）の中で「監視社会」について大変重要な問題を指摘しています。概要をピックアップしながら引用します。

「今日、人類は歴史上初めて、テクノロジーを使ってあらゆる人を常時監視することが可能になった。（中略）今や各国政府は、生身のスペインの代わりに、至る所に設置されたセンサーと高性能のアルゴリズム（計算手順）に頼ることができる。数か国の政府が、新型コロナウィルス感染者の流行との闘いで、新しい監視ツールをすでに活用している。それが最も顕著なのが

デジタル改革法と地方行政	榎本 光男	1
福岡高裁が有明海問題の根源的解決をめざし 当事者双方に和解協議を提案	北園 敏光	4
みなたは、いま。		
被害者のたたかいが歴史を切り開いてきた	中山 裕二	6
コロナ禍米価下落で農家は大打撃！		
政府は生活困窮者に無料配布を	笹渕 賢吾	8
障害のある人もない人も当たり前に暮らせる社会に	日隈 辰彦	9
読者のひろば（山本 友晴・境田 敏高）		11
出版記念シンポジウム・注目の書籍紹介		
・第7回くまもと自治体学校・編集後記		12



☆もくじ☆

中国だ。中国の当局は、国民のスマートフォンを厳重にモニタリングしたり、何億台もの顔認識カメラを使ったり、国民に体温や健康状態の確認と報告を義務づけたりすることで、新型コロナウィルスの感染が疑われる人を素早く突き止められるだけでなく、彼らの動きを継続的に把握して、接触した人を全員特定することもできる。国民は感染者に接近すると、多種多様なモバイルアプリに警告してもらえる。（中略）イスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相は最近、通常はもっぱらテロリストとの闘いで使われていた監視技術を、新型コロナウィルス感染症患者の追跡にも使用する権限を、同国の総保安庁に与えた。議会の当該小委員会からこの措置の承認が得られないと、ネタニヤフは「緊急命令」を出してこの方針を押し通した。（中略）人類は選択を迫られている。私たちは不和の道を選ぶのか、それとも、グローバルな団結の道を選ぶのか？もし、不和の道を選んだら、今回の危機が長引くだけでなく、将来おそらく、さらに深刻な大惨事を繰り返し招くことになるだろう。逆に、もしグローバルな団結を選べば、それは新型コロナウィルスに対する勝利となるだけでなく、21世紀に人類を襲いかねない、未来のあらゆる感染症流行や危機に対する勝利にもなることだろう。」（以上引用）

ハラリは、デジタル技術を「福祉」がコントロールできれば有用な技術となるが、「権力」が握れば凶器となる。さらには、この技術を国際連帯で、グローバルな協力体制の下でコントロールできれば国際的な幸福に繋がるが、一国主義の下で国際的なコントロールに失敗すれば、最悪の不幸をもたらすだろうと警告しています。デジタル技術の有効活用は、わたしたちの未来にとって非常に重要です。コロナパンデミックに世界が翻弄されているいま、わたしたちが留意しなければならない重要な問題提起を、ハラリは明確に示してくれています。

3. 自治体デジタルニ地方創生・スーパーシティ構想～人吉が危ない！

デジタル改革の象徴は、地方創生として位置付けられ、2017年に日本経団連が提言として発表した「Society5.0」に基づく「スマートシティ構想」、そして、2019年2月に取りまとめられた竹中平蔵を座長に据える有識者懇談会による「スーパーシティ構想」に基づいて「自治体デジタル化」が具体化されようとしています。

昨年の「7・4 球磨川豪雨災害」によって、壊

滅的被害を受けた人吉市の復興を、このスーパーシティ構想によって実現しようという計画が持ち上がり、人吉市と熊本県は、「スーパーシティ型国家戦略特区」の指定を受け、内閣府地方創生推進事業局に提案書を提出してしまっています。人吉市のホームページに掲載されている「概要」を引用すると…

「人吉市は、球磨川と共に育まってきた歴史があり、球磨川は本地域住民にとってのアイデンティティそのものです。

人吉市スーパーシティ構想は、「HITOYOSHI RIVERTY構想」～『防災』と『観光』を表裏一体に ”川”と生き、”川”を活かす、未来型復興～をコンセプトとして、球磨川を中心に、生命・財産を守り、安心・安全を確保するという「防」の視点と、球磨川流域の豊かな恵みを享受するという「攻」の視点を表裏一体とし、「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」を目指すものです。

具体的に取り組む分野としては、生命・財産を守り安心・安全を確保するという「防」の視点から「防災分野」と、球磨川地域の豊かな恵みを享受するという「攻」の視点から「観光分野」に取り組みます。さらに、「エネルギー分野」、「支払い分野」、「行政サービス分野」にも取り組むこととしております。」（以上人吉市のHPから）

心をくすぐられる言葉に溢れていますが、要はデジタル化、民間委託、そして何よりも国家戦略特区ですから、憲法の適用すら逃れる危険性をはらんでいます。

デジタル改革関連法と自治体DX（ダイレクト・トランスフォーメーション）推進計画は、本来公共的観点を一番求められる自治体の政策・意思決定が、利害関係をもつデジタル関連民間企業によって歪められる危険性を持っています。住民の福祉



の観点から自治体が独自に行っている施策を後退させ、窓口業務の無人化や廃止によって、住民の基本的人権を守る自治体の役目を放棄するものです。さらに、住民の個人情報保護を脅かすものもあり、非常に重大な問題を持っているものです。

本来、デジタル技術は、「住民の福祉の増進」のために導入されるべきものであり、そこには住民の十分な議論と、理解・合意が無ければなりません。現在進められているデジタル改革関連法と自治体デジタル化、スーパーシティ構想の拙速な導入は許されるものではありません。

4. 日本の政府・財界の実態と現実～現政権にデジタルを語る資格と能力はあるのか？

去る6月1日、衆議院「科学技術・イノベーション推進特別委員会」において、微細加工研究所所長で半導体技術者の湯之上隆氏が参考人として呼ばされました。湯之上氏は、ルネサス錦工場の工場閉鎖問題が起った際に、私がさまざまなことを相談し、ご教示を受けた方です。

私と湯之上氏の出会いは、2012年末、博多の書店でたまたま手に取った「『電機・半導体』大崩壊の教訓」（日本文芸社）という書籍がきっかけでした。2012年12月初版で、出版直後に購入するという幸運に恵まれました。その書籍の内容は衝撃的でした。すぐに湯之上氏に連絡を取り、「ルネサス錦工場を存続させるにはどうしたらいいか」を尋ねました。湯之上氏の答えは「錦工場は後工程の工場なので、三次元半導体の開発に全精力を注げばまだ可能性はある。しかし、ルネサスの経営陣には、その能力も発想もないで、半導体は諦め、水と空気と工程管理の得意な半導体工場で、カリウムオフの野菜を作る野菜工場で生き残るのが一番現実的だろう」というアドバイスを受けました。（このことは文春新書「日本型ものづくりの敗北」という書籍の中に載っています（笑））この問題提起を受け、直ちに「三次元半導体による生き残りをはかれ」という政策提言を作成し、経済産業省、熊本県、錦町に対し提出しましたが、錦町以外は事実上無視をしました。唯一錦町では、町議会でこの提言が取り上げられましたが、ルネサスに気を遣う町の姿勢が前面に出て、具体化には至りませんでした。現在ルネサスは、自動車の好調に乗り、野菜工場は免れ、車載半導体製造のトヨタの部品工場に成り下がっています。

当時、すでに台湾TSMCが、三次元半導体の開発に成功し、湯之上氏は、今後TSMCが脅威になるだろうというお話をしました。10年後、まさしくその通りの状況になっています。今では128層と、とんでもない高性能になっています。

さて、その6月1日の衆議院特別委員会です。約10年前のこの本の中身の議論が、いまごろ国会内で行われていることに、まず唖然としました。

湯之上氏は平易な言葉で、終わっているこの国の「半導体」の惨状を分かりやすく議員たちに話されました。そしてこの国が今後、半導体の分野で生き残っていくためには、半導体製造装置の分野で世界トップを走る東京エレクトロンや、そして、これも世界シェアトップを誇る日本の中小企業の「部品や材料」の世界、これなしにはTSMCもサムスンも半導体を製造できないという、この世界で生き残るしかないことを強調されました。この分野でTSMC等と密に連携を取り頑張っている地方の中小企業を支えていくことこそが、半導体でわが国が生き残る唯一の残された道だ、ということです。それでもまだ日の丸半導体再生の幻想にしがみつく与野党議員に対し、湯之上氏は「無理です！」と、きっぱり答えられました。

5. まとめ

このように、デジタル社会を支える半導体産業の表舞台で、日本の出る幕はありません。

今回の新型コロナ対応で、模範的な対応をしている国々が、韓国や台湾、シンガポール等、いずれも半導体先進国であるということは、けっして偶然ではないと考えます。日本は足元にも及びません。わが国の対応は、検査もワクチンも、国民の行動規制も、目も当てられない状況です。政府監修のアプリもありましたが、どれも使い物になりませんでした。接触確認アプリCOCOAを使っている人って、いま、どのくらいおられるんでしょうか？

日本政府も財界もいま、トヨタなどの自動車産業を頼りに、経済再生を考えているようです。しかし10年後、AIを駆使した自動運転車やEV車の業界で、世界はどのような構図になっているでしょうか。自動車メーカーは撤退を余儀なくされ、アップル社の作った自動車が、世界の主流になっていることも考えられるというような、いまの技術革新の状況です。こうした世界のデジタル技術の最先端とは、まるで無縁なのが、わが国の政府と経済界です。その彼らが自分たちの利益のために提起した「デジタル改革法」です。

湯之上氏のいう、世界シェアトップの「わが国の中小企業の技術」を基礎に、デジタル化の世界を地方からグローバルに展望することが、いまのこの国には求められているのではないでしょうか。

そういう問題提起をして、この論稿を終えたいと思います。

＜有明海問題続編＞

福岡高裁が有明海問題の根源的解決をめざし 当事者双方に和解協議を提案

有明海再生NET事務局 北園 敏光（荒尾市議会議員）

1、福岡高裁が和解協議を提案

4月28日の請求異議差戻審弁論終了後に行われた進行協議で、福岡高裁から「和解協議に関する考え方」が文書で示されました。弁護団は報告集会でこの文書を以下のように高く評価しました。

第1に、和解協議の必要性が幅広い観点から捉えられ、必要性を強く意識した内容になっています。具体的には、1) 狹く本件訴訟（請求異議訴訟のこと）のみの解決に限らない、これを含む広い意味での紛争全体の、統一的・総合的・抜本的解決及び将来に向けての確固とした方策の必要性と可能性を意識しています。2) 判決だけではそのような広い意味での解決には寄与することができず、話し合いによる解決の外に方法がないと断言しています。3) 和解協議についての社会的要請、当事者や関係者からの話し合い解決への期待という、この間の訴訟外の動きをきちんと意識して、「現在、和解解決の前提となる素地も、これまでの経緯の中で最も高まった状況にある」と現状をきちんととらえています。第2に、当事者を訴訟当事者のみに限定していない。国の基金案に触れた部分で「利害の対立する漁業者・農業者・周辺住民の各団体、各地方自治体等の利害調整と、これに向けた相応の『手順』が求められている」と述べ、和解協議においては、幅広い関係者の意向や意見を踏まえることが示されています。第3に、今日の事態を招いた国の特別の役割・責任にきちんと言及しています。すなわち、「国民の利害調整を総合的・発展的観点から行う広い権能と職責とを有する控訴人（国のことです。）の、これまで以上の尽力が不可欠」と述べ、「本和解協議における控訴人（国）の主体的かつ積極的な関与を強く期待する」と明記しています。第4に、有明海の価値を正しく認識し、和解協議の意義を歴史的かつ広範なものとして捉え、明確に述べています。すなわち、和解協議によって、「国民的資産である有明海の周辺に居住し、あるいは同地域と関連を有する全ての人々のために、地域の対立や分断を解消して将来にわたるより良き方向性を得る」と述べています。第5に、「合理的な期間内に集中的に協議を重ねる」と審理方法にも言及しています。これを踏まえ、当日の進行協議では、6月2日から12月1日まで6回の期日の日程を裁



進行協議の報告集会（7月14日）

判所と国との各当事者とで確定し、6月2日から進行協議が開始されることになりました。

2、福岡高裁での進行協議が始まる

6月2日、最初の進行協議が行われました。協議後の集会では、この期日に向けて、漁業者側からは、5月31日付で和解協議に関する上申書(6)を提出、進行協議では、この内容を裁判所に訴えました。強調されたのは、裁判所の「考え方」の反響が極めて大きく、否定的・批判的世論は全く存在しないこと、漁業者側は、今後、これまで発表している和解案を裁判所の「考え方」に即してさらに具体化し、また、和解協議の進め方に関しても、次回から随時提案して、「考え方」に沿った和解協議の議論を積極的に推し進めていくことなど報告されました。

重要なことは、最初の進行協議の場で、国が、裁判所の「考え方」を受け入れないと、拒否回答が言えなかつたことです。また、「非開門・基金案」がベスト、「非開門・基金案」なら応じるなどと、これまで述べていたようなことを最後まで言い出せず、裁判所の「考え方」への対応をさらに検討するとしか言えませんでした。これによって、次回には、国は裁判所の「考え方」を受け入れるべきか否かの議論が始まります。その一方で、漁業者側が裁判所の「考え方」に沿った和解案や和解の進め方の案を具体化して示すので、国は裁判所の「考え方」への対応を議論するに際し、漁民側が具体化した実質的な和解協議の内容に関する意見も述べなければならなくなりました。すなわち、裁判所の「考え方」に基づく、和解協議の幕が切って落とされたことになりました。

第2回進行協議でも国は態度を示せず

2回目の進行協議が7月14日に行われましたが、国は、初回に続き、和解協議の提案に対する返答を保留しました。まさに、提案を拒否することも、これまで主張してきた基金案も持ち出すこともできず、抵抗できない状況に追い込まれています。裁判所は国に対し、7月末までに書面で返答するよう求め、国もやむ無く応じるという結果となりました。報告集会で馬奈木昭雄弁護団長は、実質的に和解協議は始まっている、引き伸ばしに終始する国への抗議とともに、裁判所への激励、議会や首長、また地域でのさまざまな場において、裁判所の提案を支持する声をあげていくことを呼びかけられました。

これに応えて、有明海再生の根源的な解決が実現できるように、いっしょに取り組んでいきましょう。

3、全国で和解協議の提案を高く評価、声明発出や要請行動など広がる

進行協議において、国に、裁判所の「考え方」への拒否回答や、「非開門・基金案ベスト」の回答を言わせなかつたのは、世論の力です。和解協議に関する上申書(6)で紹介された声明や決議は、4月28日の「考え方」発表後、わずか1ヶ月の間に11の団体から出されました。しかも、漁業者団体、市民団体、自然保護団体、研究者団体と各界各層にわたり、有明海沿岸の団体はいうまでもなく、全国規模の団体、他地域で同じような課題を抱えている団体と多種多彩です。この世論は裁判所を励まし、国を追い込んでいます。

熊本県内で市民団体や労組などによる要請行動が広がる

有明海再生NETが5月24日に九州農政局長に対し和解協議の受け入れを求める要請を行うとともに、熊本県知事と県議会議長に対して和解協議への賛同を求める要請を行いました。いのちネットや全労連九州ブロック協議会、日本共産党熊本県委員会なども相次いで九州農政局へ申し入れを行いました。

佐賀県執行部は、6月4日の佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会での質疑で「福岡高裁の和解協議に関する考え方」に沿って、裁判の当事者である漁業者や国が歩み寄って協議を重ね、互いが折り合って納得するような方向性を導き出してもらえればと思う。まずは裁判の当事者がどう考えるかが一番大切でどうしていくのか検討中だと思うので、今の段階では県としても見守っていく。」

と答弁。

熊本県荒尾市執行部は、6月17日の市議会一般質問に対して「諫早湾潮受堤防に関する開門問題につきましては、福岡高裁において関係者に和解による解決を図るよう求めています。本市としましては裁判所の和解協議の考え方沿って、漁業者と国の当事者双方が歩み寄って協議を重ねられ、お互いが折り合って解決策が導き出されるよう期待しているところでございます。」と裁判所の提案を支持し、期待を表明しました。

熊本県は「和解協議の内容を客観的に把握できない」と異常な対応

地方自治を放棄し、都合が悪いものは公開しない国の態度に追随

7月5日の熊本県議会において、福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう、国へ意見書の提出を求める請願について、所管する有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会委員長が、請願の審査の経過及び結果について、

「これにつきまして執行部から、今回の和解協議については、この訴訟における第6回口頭弁論後に、非公開の場で福岡高裁から、原告である国と被告である漁業者側双方に対し、書面で提案が示されたと報道されたものであること。また、この情報については、当事者である漁業者側弁護団が記者会見で明らかにしたものであるが、国側は非公開の場での協議内容は明らかにできないとしており、福岡高裁が示したとされる和解協議の内容を客観的に把握することができないとの説明がありました。これに対し委員から、和解協議の提案に関しては、当事者のみに非公開の場で示されたものであるため、その内容も不明であり審理の行いようもない、との意見があり、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすることに決定いたしました。」と報告し、本会議でも賛成少数で不採択となりました。

そもそも福岡高裁での進行協議は非公開で行われても、和解協議を提案された書面については、直後の報告集会の場で、漁業者側弁護団が即刻マスコミに配布し、全国に配信、その日のテレビ報道や新聞紙上で公開され、全国で拡散されています。

熊本県の態度は、地方自治を放棄し、国の下請け機関であることを認めたものであり、有明海異変から20年以上を過ぎても回復しない有明海の環境再生が期待できる、またとない機会となる和解協議に背を向ける、不誠実極まりない態度としか言いようがありません。態度を改めていただかよう、強く抗議します。

みなたは、いま。 被害者のたたかいが歴史を切り開いてきた

水俣病被害者の会 中山 裕二

◎はじめに

水俣病は、公式確認から65年が経過しました。本稿では、いわゆる四大公害といわれた時期から今につながる、被害者のたたかい、国や熊本県、チッソ(株)の対応について、それが今にどのようにつながっているのか、現在の状況はどうなっているのかをできる限り明らかにしていきたいと思います。

また、チッソ(株)に対する金融支援、経営改善計画などチッソ(株)や水俣地域の将来について、紙幅の許す限りできるだけわかりやすく書いていきたいと思います。

最近の水俣病をめぐる状況は大変めまぐるしく動いていますし、大変長い年月にわたって積み重ねられてきた施策もあって、私の手に余る事柄も多いのですが、大事な局面に差し掛かっている状況ですので、みなさまのご意見を頂けたら幸いです。

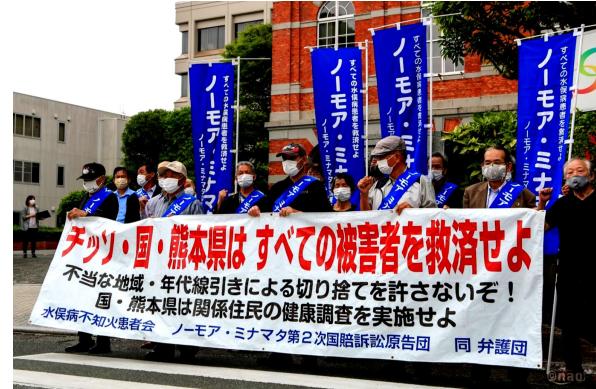
◎たたかいを振り返る

1973年に熊本の裁判所で判決が下された水俣病第一次訴訟判決をもとに、チッソ(株)と患者団体間で「補償協定書」が結ばれ、補償の仕組みができました。しかしこの補償を受けるには、県知事が水俣病と「認定」しなければなりません。ところが1977年以来、環境庁（当時）が認定の基準を厳しくしたため、認定率は急激かつ大幅に低下しました。国と熊本県は、被害者を切り捨てることによって水俣病を終わらせようとし、チッソ(株)に代わって患者の前に立ちはだかったのです。同じ時期に、患者補償が増加し経営が危うくなつたとして、チッソ(株)に対しては、国と熊本県は熊本県債を発行して、チッソ(株)が行う補償の原資としました。「チッソ金融支援策」とよばれました。

国と熊本県は、政策として患者切り捨てを行い、一方でチッソ(株)には、金融支援することで生き延びる道をつくり、まさに水俣病に幕を引き、終わらせようとしたのです。

◎切り捨て政策に抗してたたかう

これに対し被害者は敢然と立ち向かいました。水俣病第三次訴訟（1995年和解）、水俣病関西訴訟（2004年最高裁判決）、ノーモア・ミナマタ第



門前行動に臨むノーモア・ミナマタ訴訟原告団
2021年2月12日 熊本地裁前

1次訴訟（2011年和解）などをたたかい、認定制度にかわる多数の被害者を救済する新しい仕組みを作りました。これによって、1995年に11,540名が、2012年には、国会で「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（水俣病特措法）が成立し、医療費のみの救済を含めて、55,950名が救済されました。

幕引きをしようとした国と熊本県の政策を被害者たちのたたかいで転換させ、7万人に近い被害者を救済してきたのです。

◎水俣病特措法とノーモア・ミナマタ第2次訴訟

しかし2012年、「あたう限りの救済」を謳った水俣病特措法による救済でも取り残された被害者が1万人近くいました。いま、この中の1,800人あまりが、2013年から熊本、東京、大阪それに新潟の裁判所で、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を続けています。なぜなら水俣病特措法に重大な欠陥があり、「あたう限り」の救済ではなかったからです。

一つは、汚染地域を狭く設定し、非汚染地域には基本的に被害者はいないとしたことです。二つ目は、出生年や居住の時期と期間を限ったことです。チッソが水銀を含む排水を流すことをやめた1968年に1年加えた1969年までとし、環境中に堆積する水銀を無視しました。これらに該当しない人たちを一部の例外を除いて救済対象からはずしました。いずれも医師団の調査・研究では、後年も影響があり、被害者が存在することが明らかなのにです。さらに、受付期間を2年半としたため

「知らなかつた」「間に合わなかつた」被害者を取り残してしまいました。

したがつて、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、水俣病特措法が制限した壁を破り、これまで救済の機会のなかつたすべての被害者救済の道をひらくという大切な目標があります。

◎ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は大詰め

裁判所が和解を勧めたいと表明したことがありましたが、救済の範囲を広げたくない国は徹底抗戦を繰り返し、加えてコロナ禍で昨年年初から今年にかけて審理が遅れています。このような中で原告団は、直接足を運んでの要請行動ができないなど困難を抱えていますが、公正判決要請署名、審理促進を求める団体署名、裁判所へのがき運動、環境省交渉など取り組んでいます。公正判決署名は39万筆を越えるところまで到達しています。

審理は年内には弁論が行われ、年明け早々には、原告個々人についての医師尋問が行われます。そして原告本人尋問が終わるといよいよ判決です。あらためて、みなさまのご支援を心からお願ひしたいと思います。

◎チッソの経営をめぐって、業務改善計画

ところで、チッソの経営問題と国、熊本県の対応をめぐって注視すべき動きがあります。5月14日付熊本日日新聞の報道によれば、チッソ(株)は2021年3月期連結決算で純損益が11億4,300億円の赤字としています。先に紹介したチッソ(株)に対する金融支援策により熊本県が発効する県債の残高は、約2,000億円にのぼっています。チッソの経営は、かつてない危機にあり、必然的に熊本県債の返還ができない状況が続いています。

このような中、環境省は昨年5月、チッソ(株)に対し患者補償を継続し、県債の返済をすすめるため、年間55億円の経常利益を生むために業務改善計画（5年計画）の提出を求めました。今年3月にチッソ(株)は業務改善計画を明らかにしましたが、「概要」であったために患者団体から説明を求めました。しかし具体的な計画については「事業活動上の秘密」として説明をしていません。

◎経営改善計画の具体化

この間、チッソは経営改善計画に基づき二つのことを実行しています。

一つは、グループ全体で120名の希望退職を募り始めたことです。一般的に企業が人員削減を行い自らの事業を向上させることはありうることです。しかしながら水俣病の責任を負わなければならぬチッソ(株)が、水俣病の地元である水俣製造所でリストラを行うことは別の意味を持ちます。ましてや人口減が著しい水俣市で働く場を縮小す

ることは、水俣市の存続に直接かかわる問題です。

もう一つは、チッソ(株)の大切な資産である白川発電所（熊本県大津町）を総合リース業者に譲渡したことです。譲渡に名を借りた単なる資金繰りなのか、実態はよくわかりません。電力事業は、業務改善計画でも収益増の中心をなしています。今後どのように展開していくのか見ていく必要があると思います。

いずれの動きも改善計画に基づくものであることは間違いないところですが、チッソ(株)が、どのような方向に向かおうとしているのかわかりません。チッソ(株)は、誠意をもって、被害者や市民に説明すべきです。

加害企業チッソ(株)は2011年、水俣病特措法によって事業子会社であるJNC(株)として分社化しました。チッソ(株)は生産財や従業員をJNC(株)に移し、その株式を保有する持株会社になっています。経営や経済状況が好転し、JNC株式を売却できれば、自身を消滅させる道が開けています。

（※JNC=Japan New Chisso=ジャパン ニューチッソ）

加害者は生き延びる術を得て、被害者は取り残されるという、これまで見てきた構図と同じです。

◎健康調査こそ肝

水俣病特措法で規定され、環境省の責任で行われるべき住民健康調査は10年以上を経ても実施されていません。被害の全容を明らかにして初めて抜本的な水俣病対策となるのです。亡くなった原田正純先生は、「20万人をくだらない被害者がいる」ということを繰り返し述べておられましたが、現状は、国による健康調査がなされないために解決にむけて、分母さえ明らかではないのです。

◎水俣の街をよみがえらせるために

このまま事態が推移し、仮に水俣工場の整理、縮小などということになれば、水俣病患者はもとより、人口減少が続く水俣市、不知火海沿岸地域が大きな打撃を受けることは必至です。

私は、水俣病によって住民が計り知れない大きな打撃をうけたこの地域に、水俣病被害者や市民が、住み続けるために知恵を出し合い行動する時期ではないかと思います。しかしそれは、国と熊本県の責任でチッソ支援や県債問題、水俣市や周辺地域の振興、水俣病患者や訴訟原告の救済、環境復元、健康調査などについて全面的、総合的な施策を実施しなければ解決しないと強く思います。

水俣病の発生、拡大の責任がある国と熊本県が被害に向き合い、解決にあたることが不可欠です。いまこそ、その責任を果たす時です。

コロナ禍米価下落で農家は大打撃！ 政府は生活困窮者に無料配布を

熊本県農民連 会長 笹渕 賢吾

コロナ禍による米余りの影響

2020年産米価は2019年より1俵当たり1,500円～3,000円暴落しています。コロナ禍による19年産古米の在庫が大幅に増加した結果です。

昨年コロナ禍の中で緊急事態宣言が出され、飲食店等への営業時短の要請により、米の消費が大幅に減少しました。雇用の場が大幅に減少し、非正規雇用で働く人や大学生のアルバイトの収入が大幅に落ち込み、米を買うことさえままならない状況が続いています。

コロナ禍の中、私たち熊本県農民連は4回にわたり学生への食料支援を行ってきました。「アルバイトができずに収入がないため食料を買うことができない」「主食の米も買えずに一日一食で我慢している」といった声をたくさん聞きました。本来は米を買って食べている学生や生活困窮者はお金がなくてご飯を食べられない、そのため米が売れずに農協やコメ販売業者の倉庫に残っている状態が続いています。

その結果、今年生産された米をどこに保管するのか、新たな問題が出ています。

米を作り続けられる米価を

コロナ禍により売れ残っている在庫米は、国が責任を持って市場隔離すべきです。食糧管理法が廃止される26年前は、米を再生産できる価格で農家から政府が買い取り、消費者には安く安定した価格で販売していました。農家には安心して米生産ができるようにし、米の買えない消費者には政府が無料で配布し暮らしを支援する、そのことが今求められています。それが政治の責任です。

国会では「米価下落」や「過剰在庫」について農政連推薦の自民党参議院議員も取り上げ、政府が在庫米を買い取ることを提案し、与野党問わず「米価暴落」や「過剰在庫」への対策が議論されています。

このままいけば米余りが続き、今年度の生産者米価は大幅に下落し、全国農協中央会の試算では1万1,000円を下回り、来年の6月には米の在庫は250万トン規模になると予想しています。そのことは2022年産米価にも影響し、米価が暴落すれ

ば小規模農家のみならず大規模農家に大打撃になります。現在は法人や企業が米作りに乗り出していますが、利益にならなければ米作りから撤退することにつながりかねません。

現在、中山間地を中心に農家の高齢化、後継者不足が進行し、水田・畑の耕作放棄地が増加しています。これまで水田は、水害を防ぎ飲料水の確保など瑞穂の時代から人々の暮らしを支える大きな役割を果たしてきました。山間地の多い熊本県内で米を作り続けるためには、農家が安心できる生産者米価が必要です。農水省は米1俵当たりの生産費、人件費等に対する生産者米価は1万5,500円としています。それが1万1,000円以下になれば、農家に意欲はなくなり、水田の耕作放棄地も拡大します。農家にはせめて1俵当たり1万5,500円必要です。1万7,000円になれば意欲は増大します。

農村に希望をつくる

農民連は、生産者米価の下落対策として、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価の下落に歯止めをかけること、コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること、国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）について国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行するよう、国に対して意見書提出を求める請願書を地方議会に出しました。引き続き消費者の皆さんと力を合わせて、米価下落対策を実現させ農村に希望を作りたいと思います。



障害のある人もない人も 当たり前に暮らせる社会に

熊本障害フォーラム事務局長 日隈 辰彦さん

熊本障害フォーラム（KDF）が熊本県と熊本市へ要望書を提出しました。熊本県内の障害者団体を中心とした障害者の権利保障を推進するための連帯組織であるKDF、要望書の内容とどのような団体なのか、KDF事務局長の日隈さんと事務局植田洋平さんにお話を伺いました。

（聞き手 杉本由美子）

熊本障害フォーラムとは

2006年に「障害者権利条約」が国連で採択されました。ちょうどその頃、熊本市では障害者自立支援法の負担軽減を求めるための署名活動をしており、76団体が協力して6万人の署名を集めました。その後、利用者負担軽減措置が熊本市独自で行われることになりました。多くの団体が協力することで生じる大きな力を知り、負担軽減措置の目的は達成されたため、次に熊本でも「障害者差別禁止条例」制定に向けて障害者差別禁止条例をつくる会を2009年7月に23障害者団体により設立しました。2012年4月1日には「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行され、これも目的が達成されました。その後、障害者差別禁止条例をつくる会は、その構成団体に新たな



写真中央が日隈さん、右が植田さん

団体を加え、計27団体で2012年5月19日に「熊本障害フォーラム」を設立しました。現在32団体で構成されていますが、設立以降毎年、熊本県と熊本市に要望書を提出しています。

障害のある人は特別な存在ではなく当たり前の社会の構成員です。しかし、障害のある人々はあらゆるところで差別を受けています。県内でも多くの事例が寄せられ、人権が保障されていない現状がまだまだあります。

このようなことから、KDFでは講演会や勉強会を実施、地震後にはシンポジウムを開き、避難所に行けない人々の事例などの報告をしたりして、多くの人に知ってもらうためのイベント開催などの活動をしています。

令和3年6月2日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

障害者の施策に関する統一要望書

熊本障害フォーラム 代表 松永 朗

1. 障害者の働きやすい環境整備について

平成30年、中央省庁や地方自治体によって障害者の雇用率を水増ししていた問題が発覚しました。熊本県及び県内の自治体では、問題発覚から実態調査と改善に向けて迅速に動かれ、法定雇用率について改悪がなされたことと存じます。

一方で、雇用を急いだことで、障害のある方の障害特性に配慮した働きやすい環境つくりが追いつかず、合理的配慮が十分にされていないという事例が報告されています。

- ① 熊本県では、障害のある方が働きやすい環境を作るために、どのようなことに取り組まれているか、具体的にご回答ください。なお、障害種別によって配慮の内容は異なると思いますので、障害種別ごとにご回答ください。
- ② 熊本県及び県内の自治体に対して、障害のある方が働きやすい環境整備と合理的配慮の徹底について、再度周知をしてください。

2. 避難所運営マニュアル及び福祉避難所運営マニュアルについて

熊本県の避難所運営マニュアルについて、簡素化されており災害時にも読みやすくなっていますが、要配慮者への合理的配慮にどのようなものが考えられるか具体的に例示されていないため、十分な配

慮が受けられないことが懸念されます。

例えば、『情報保障』とだけ記載するのではなく、例えば『情報保障（筆談、文字による掲示等）』のように具体的な記載をしてください。

3. 障害者差別禁止条例及び障害者差別解消法の周知について

障害のある人もない人も共に生きる熊本つくり条例の施行から8年、障害者差別解消法の施行から4年が経ちました。行政機関における合理的配慮は条例と法律の両方で義務規定とされています。

しかしながら、昨年の4月に熊本県の公立高校で、十分な合理的配慮を受けられなかった生徒が自主退学しました。その生徒は2年間、学校生活を送りましたが、エレベーターの設置については一切進まず、本人と保護者に対する正確な状況の説明もされていませんでした。また、排泄の介助を依頼した際、「家でしてくるべき」と注意される等、このほかにも多くの人権侵害にあたる対応がされていました。合理的配慮の提供義務がある行政機関において、障害のある生徒の尊厳が蔑ろにされています。

このようなことが二度と起こらないように、学校をはじめ、他の行政機関へ、障害者差別禁止条例及び障害者差別解消法の周知徹底を行なってください。

4. 障害のある児童・生徒・学生の進学・修学支援の推進をしてください

学校における合理的配慮について、学校での理解が進んでおらず、本人の努力不足として捉えられ、合理的配慮を受けられない事例があります。その結果、大変な思いをしながら頑張って学校生活を送る方や、学校生活を送ることが困難になり、自主退学をされる方など、合理的配慮を受けられないことで不利益を受けている方がいます。

入学前や修学中に障害のある本人や保護者から、必要な合理的配慮について学校側が積極的に聞き取り、どのような配慮が出来るか話し合う場を設けるなどの仕組みを作ってください。

5. 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律について

熊本県では、今までに一時金支給が認定された被害者はわずかです。特に、令和3年2月28日時点での相談件数170件に対して請求受付件数が13件となっており、他県に比較しても、関係者からの相談が一時金支給の請求に繋がる率が非常に低いと言わざるを得ません。その原因を明らかにするとともに、改善策を速やかに示してください。

以上、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

（県からの回答は別紙）

熊本県知事への要望書のほかに熊本市に対しても、コロナワクチン接種への要望書を提出しました。視覚障害・聴覚障害・肢体障害や発達障害などそれぞれ対応を変えてもらう必要があります。予約の仕方や説明などわかりにくいことがたくさんあり、配慮が必要です。また、CS（化学物質過敏症）の会では、身の回りの化学物質を取り除き、生活環境を改善する要望を提出しました。

別添のような回答が県からありましたが、この回答を受けてどのように運動を展開するのかが大切と思います。そして、その方向性については回答共有後、熊本障害フォーラム内で話し合って決めたいと考えております。

＜熊本障害フォーラム加盟団体（順不同）＞
社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会／全国脊髄損傷者連合会熊本県支部／熊本県難聴者中途失聴者協会／一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会／熊本盲ろう者夢の会／社会福祉法人 熊本県視

覚障がい者福祉協会／熊本県腎臓病患者連絡協議会／ピープルファースト熊本／熊本難病・疾病団体協議会／障害学生パートナーシップネットワーク付属熊本県発達障害当事者会Little bit／熊本県障害児・者親の会連合会／熊本県知的障害者施設家族会連合会／社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会／社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会／熊本市心の障害者家族会／一般社団法人 熊本県精神保健福祉会連合会／特定非営利活動法人 さくらの会／熊本県重症心身障害児（者）を守る会在宅部たんぽぽの会／障害者・児の生活を豊かにする会／きょうされん熊本支部／熊本県社会就労センター協議会／熊本県身体障害児者施設協議会／熊本県知的障がい者施設協会／熊本県精神障害者社会復帰施設協議会／NPO法人 はまちどり／くまもと障害者労働センター／バリアフリーデザイン研究会／熊本県障害者福祉作業所連絡協議会／高機能自閉症・アスペルガー当事者会シェアハート／発達障がい者・家族の会（熊本）プリズム／化学物質過敏症患者会 くまもとCSの会／自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本

読者のひろば



地域振興条例運動への期待

税理士 山本 友晴

中小企業憲章が2010年（平成22年）6月18日に民主党政権時に閣議決定された。国会決議ではないため一般への浸透までには至っていない。また、中小企業庁は、2019年6月18日に、中小企業基本法の制定施行日の7月20日を「中小企業の日」としている。これも知られていないのが現状である。

中小企業の存在と役割を考えると、中小企業の存続、発展を促す行為は政府が率先して起こすべきである。アトキンソン氏や竹中平蔵氏を重用する菅政権では期待のしようもないのであるが・・・（中小企業の役割の重要性とアトキンソン批判については、吉田敬一駒沢大学名誉教授の中同協主催の中小企業の魅力発信月間キックオフでの基調講演がとても良い。）

中小企業家同友会全国協議会は地域振興条例の制定を提唱し、これに呼応して、各地の同友会は、地元の自治体への地域振興条例制定への働きかけを行っている（制定しているところには、より良い質の高いものにするべく検討を考えている）。

熊本県中小企業家同友会も宇土市、宇城市、八代市そして人吉市などでその動きを起こそうとしている。宇土市では今ある振興条例をもっと生かすべく行政側との協議も始めた。

新型コロナウイルスの蔓延で仕事の在り方も進化してきているが、地元における中小企業の役割をもっと生かせるような方策を住民、行政そして中小企業家が連携して考えていくようなものとなればとても素晴らしいことである。

6月議会での一般質問 町は住民の中に溶け込んで 南関町議会議員 境田敏高

先の南関町の3月議会では、一般質問で「コロナ禍に伴い、町内の飲食店の取引業者の現状を把握し、町独自の支援を行うべきだ」と質問をしました。町執行部は、「現在、町内事業者から直接の相談はっていない。町独自の支援を行う現状ではない」との答弁でした。私は、町が町民の声を聞いてそれを十分に反映しているのかと思い、6月議会でさらに追及しました。

商工会に聞きましたが、現実には昨年からコロナ支援・融資の相談は15・6件あっているとのことで、さらには相談もできずに悩んでいる業者・個人も多いと思います。それも踏まえて6月議会では、コロナ感染対策の融資について、引かれる事になっている保証料の全額もしくは半額の補助を行ったり、前年度に比べて収入が減少している農業事業者へ町独自の一時金支給等を行ってはどうかと提案しました。

また子ども支援についても、飲食店の倒産も多い中、学生・パートに与える影響が大きく、特に学生はアルバイトの賄いで食事もできなくなり食事に事欠いているという現状も聞いています。近隣の市、町あるいは熊本市では補助をされている状況がある中で、南関町でも支援を行うべきだと提案しました。

町長、職員は住民の中に溶け込み、継続して住民の声をつかまなければなりません。住民からいろいろな意見・知恵をいただけるような、常に住民と接する体制が必要だと思います。

7月号掲載漏れのお詫び

前号7月号の7ページ「人吉市カルチャーパレス休館の衝撃」の記事で、編集部の誤りで冒頭の13行を削除して掲載していました。執筆いたいた多田喜一郎さんにお詫び申し上げますとともに、あらためて漏れていた文章を掲載いたします。

人吉市カルチャーパレス休館の衝撃

人吉市は、4月10日からカルチャーパレスを当面の間休館すると表明しました。本館は、この地域での唯一といえる「文化の殿堂」です。ここを拠点としての諸活動は、県内はもちろん全国的にも「文化の華が開く小都市」として注目を浴びてきましたが、本館の休館は衝撃です。休館の期間次第では、これまで地道に築き上げてきた文化が一挙に崩壊してしまう恐れがあります。とりわけ会員制による創立57年の人吉労音、創立55年のひとよし・くま市民劇場は存亡の危機に立たされるのです。

私は、市民劇場の立場から経過を中心に報告します。

書籍「7.4球磨川豪雨災害はなぜ起きたのか」 出版記念シンポジウム

6月26日、表記シンポジウムをくまもと県民交流館パレアで開催し、30名が参加しました。

「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」代表の中島康氏の挨拶で始まり、次いで中島熙八郎熊本県立大学名誉教授から「ダムのある『流域治水』はまやかしだ」と題する基調講演が行われました。中島氏は、被害者も住民も不在の「球磨川流域治水協議会」で何が協議され何が決定されたかを詳しく報告されました。

続いて同書籍の執筆者からそれぞれ書籍内容の紹介がされました。

元気象庁職員の福川雅三氏は、近年の豪雨被害軽減には線状降水帯の発生予測が不可欠。そのためには発生メカニズムの解明が必要だが、洋上での水蒸気の振舞いを精密に観測する気象観測船は予算不足で更新されず、十分な観測が出来ないなど、観測体制後退の実情が報告されました。

「豊かな球磨川をとりもどす会」事務局長のつる祥子氏は、現地の写真を多用しながら、近年急速に広がる鹿の食害や皆伐や未整備林の拡大について報告。災害防止のためには山林の保護、鹿の食害防止が急務となっていることを紹介しました。

また中島康氏は、人吉球磨の被害調査をもとに、地表流や大量の土砂の発生についてその原因を考察。最上流の尾根線の山林がほとんど伐採され、その後の土留め工事がされていない現状などを報告。犠牲者の多くが球磨川本流ではなく支流の氾

〈注目の書籍紹介〉

新型コロナウイルス感染症と 自治体の攻防（コロナと自治体1）

尾関 俊紀、徳田 安春、平岡 和久、保坂 展人、
大野 正喜、市谷 知子、齋藤 文洋、大川 剛
史、岡上 則子（著）、平岡 和久、尾関 俊紀（編）
自治体研究社刊 ￥1,650（税込）



医学的見地からコロナウイルスの特質、変異株のメカニズム、ワクチンの最新の知見を解説し、財政面からは政府の感染対策を批判的に検証し、自治体財政の今後の対応を示す。併せて、東京・世田谷区の社会的検査、広島県のPCRの集中検査、鳥取県の積極的疫学調査

ほか、高知県・過疎地域におけるワクチン接種など、自治体独自の先進的な対応を紹介。



濫により亡くなっていることから、「ダムでは食い止められない」と結論付けました。

「瀬戸石ダムを撤去する会」事務局長の土森武友氏は、瀬戸石ダムの堆砂量推移のグラフを示し、ピーク時（2016年）の半分余りの65万立米堆砂量が残っている。また、瀬戸石ダムが河道の3分の2を塞いでいたことから、流れを阻害されて溢れた水が町道に大量に流れ出し、被害を大きくしたと報告しました。

「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」事務局の緒方紀郎氏は、穴あきダムについての調査報告を行いました。7.4豪雨では、球磨村など中流域を中心に豪雨となり、川辺川ダム予定地の上流域付近の降水量は多くなかったが、市房ダムは緊急放流寸前だった。国土交通省は、緊急放流を実施した場合の水位の試算を行なながら、公表していなかったことも報告されました。

第7回くまもと自治体学校in人吉球磨

これからの地域づくりと自治体
～球磨川豪雨災害の原因と教訓を踏まえて

球磨川豪雨災害の原因と教訓を探り、被災地の復興のあり方について討論しながら、これから地域づくりの方向と自治体の役割を考えます。

日 時：8月29日（日）13:30～16:30

参加費：1,000円

主 催：NPO法人くまもと地域自治体研究所

※会場については、確定次第お知らせします。

編集後記

熊本の豪雨災害から1年、今年も熱海市をはじめ各地で災害が発生しています。あらためて熊本豪雨から教訓を学び、活かすことが求められます。今年のくまもと自治体学校は、人吉球磨開催。被災現地のいまを見つめ、みんなで学び合います。（F）